桃山学院大学人権問題委員会主催

2016年度 人権週間講演会

夫婦で非行少年たちと共に

講師 林　功三 氏

大阪市立阿武山学園長
全国児童自立支援施設協議会 会長

日時 2016年12月9日(金) 13時20分～14時50分

会場 T-003教室(聖トマス館) ＊入場無料で、事前申込みは必要ありません。皆さまのお越しをお待ちしております。

非行をした少年たちは、刑罰を受けるために少年院に入ります。しかし、年少であったり、処罰するまでもない子どもたちの一部は、福祉施設で教育を受けます。それが、かつては教護院といわれていた、現在の児童自立支援施設です。

今回は、1985年から30年にわたり、夫婦で阿武山学園の運営に携わってこられた林功三氏を講師にお招きし、非行少年や被虐待児の人権を考えるとともに、夫婦で献身的に子どもたちの支援にあたってこられた足跡を語っていただきます。

児童自立支援施設とは

児童福祉法第44条により規定され、不良行為をなし、又はなすおそれのある、いわゆる非行児童を入所させる児童福祉施設。平成9年までは教護院と呼ばれたが、10年からは児童自立支援施設に名称変更される。

中でも、阿武山学園は夫婦小舎制という、夫婦が住み込んで、非行児童との濃密な関係を築こうとしながら、彼らの立ち直りを図るシステムを、創設以来続けてきている。

林　功三 氏プロフィール

国立武蔵野学院附属児童自立支援施設(当時は教護事業)職員養成所を卒業し、昭和60年、大阪市立阿武山学園着任。平成2年からは、夫婦制の寮長として男子寮を担当。児童と起居を共にして、指導にあたる。以後18年間、寮担当として勤務する。

平成27年4月より阿武山学園長、平成28年4月より全国児童自立支援施設協議会会長。

人権週間

1948年12月10日の国際連合総会におい て「世界人権宣言」が採択され、1950年に、 この宣言が採択された「12月10日」を記念 して「世界人権デー」とし、12月10日を含む 前1週間を「人権週間」と定めて、加盟国に 記念する事業を実施するように呼びかけら れました。日本では、1949年から12月4日～10日ま での1週間を「人権週間」と定め、毎年人権 尊重のための啓発活動を推進しています。

桃山学院大学においても、この人権週間 にあわせて「人権週間講演会」を企画・開催 しています。

世界が変わる体験がある。

桃山学院大学
St. Andrew's University

お問い合わせ　桃山学院大学学長室チャペル事務室　〒594-1198 大阪府和泉市まなび野1番1号　TEL.0725-54-3131(代表)　午前９時～午後５時(月～金)